

図書館情報学教育での「知的自由」の取り扱いについての考察

—インタビューを手がかりにした日米の比較—

安里のり子

Teaching Intellectual Freedom in Japan and the United States An Exploratory Comparative Analysis

Noriko ASATO

抄 録

情報通信技術の進歩が図書館の情報アクセスやサービス環境に大きな変化をもたらす一方、情報倫理教育のあらたな見直しが必要となっている。この数年、アメリカ図書館協会は図書館情報学教育とそれに携わる教育機関や教員に関して、新しい指針や基準を提示している。ハワイ大学図書館情報学科（UH-LIS）では、こうした専門団体の動きを背景に2010年から2012年にかけてカリキュラムの再検討を行い、倫理教育の中核となる「知的自由」のカリキュラムの中での位置づけを検討している。本稿は将来の日米の図書館情報学教育の比較研究の準備として、日本の図書館情報学教員に行ったインタビューとUH-LISの状況を手がかりに比較考察する。サンプルが少数ではあるが、日米の「知的自由」教育の相違点を指摘し、今後の比較研究の方向性を提案する。

1. はじめに

ハワイ大学図書館情報学科（UH-LIS）では、2014年に予定されているアメリカ図書館協会（American Library Association: ALA）が実施する図書館情報学修士課程の認定審査に向けて、2010年から2012年にかけて全科目のカリキュラムの見直しと改訂を行っている。そして2009年にALAが策定した8つのコアコンピタンス（ALA Core Competences of Librarianship）を基に、それぞれの科目の到達目標をこれらのコンピタンスにより設定した¹。このコアコンピタンスはアメリカ図書館協会がALA認定プログラムを卒業した全ての者が保持していなければならない知識能力として打ち出した基準である。

日本でも図書館情報学教育体制の再構築に関する組織的な研究調査が行われ、すでに2003年から2005年に実施された「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究、Library and Information Professions and Education Renewal: LIPER」や2006年に継続されたLIPER2（2006-2009年）の報告がある²。このような調査研究はカリキュラムの見直しや検定試験の導入、司書の資格要件を修士に引き上げることを提言している。根本（2009）はこれらの研究の根底には日本の司書教育の標準を国際的な基準に合致させると

ということがあると述べている³。アメリカの図書館教育の状況を研究紹介した高嶽（2005）、中島（2007）、中島・大城・漢那（2010）らの論文はそういった新たな基準を設定する上で、アメリカの図書館情報学教育が参考になることを示唆している⁴。

本稿はまずUH-LISのカリキュラム改訂作業の手始めとして重要技能知識としての5つ構成要素を設定したが、その内の1つである倫理教育の当該学科での位置づけについて紹介する。倫理教育が注目されるのは、情報通信技術の進歩により図書館の情報環境が複雑になり、そういった情報技術の知識習得と並行して、利用者の情報のアクセスの自由やプライバシーと公共の利益などバランスの取れた倫理判断ができる能力が重要になってきたことが背景にある。この点を明示したのが、図書館情報学教育に携わる教員を主な構成員とする図書館情報学教育協会（Association for Library and Information Science Education: ALISE）が2007年に発表した「図書館情報学教育における情報倫理教育に関する意見表明（Position Statement on Information Ethics in LIS Education）」である。ALISEはこの文書の中で、情報倫理を教育、研究、サービスと実践の重要な要素として図書館情報学教育に取り入れるべきであると提案した⁵。またALAの「図書館の権利宣言（Library Bill of Rights）」は図書館情報専門職に携わる者の倫理規範とされる文書であるが、2009年7月にALA評議会はさらに『知的自由の教育の重要性（Importance of Education to Intellectual Freedom）』という新解説文の付加を可決した⁶。この解説文はあらゆる図書館に図書館資料やプログラム、サービスを通して情報のアクセスを提供することにより、利用者に「知的自由」の教育をすることを課した。これは図書館員が「知的自由」の精神をもって図書館業務にあたるだけに留まらず、広く市民教育として「知的自由」の概念を根付かせる社会的役割があることを示唆している。そしてこの前提となるものは、図書館員自身の「知的自由」に対する知識と信念である。

そこで本稿では、日米図書館情報学教育の比較研究の第一歩として、倫理教育の中核となる概念である「知的自由」の教育のアプローチの違いに焦点をあてて考察する。倫理教育の中には多種の事項が含まれる。例えば「利用者のプライバシー」、「あらゆる視点を反映する資料」、「情報のアクセス」、「平等性」、また「著作権」なども倫理教育の要素が入る。しかしこれらの事柄の根底にある共通の精神は「知的自由」であり、また「知的自由」はそれらを含んでいる概念でもある。こうした理由で、この調査では「知的自由」という概念がどのように授業の中で導入されているかを、面談を通して明らかにしようとした。そしてあえて「知的自由」の定義をせず、個々の教員が「知的自由」の概念を図書館情報学の中でどのように捉え、どのように教えることで、その概念を伝えているのかを浮き彫りにしようとした。

具体的な方法としては2010年に筆者が実施した日本の図書館情報学教育担当者のインタビューをもとに、「知的自由」の教育の扱われ方の輪郭を描き、UH-LISでの「知的自由」の位置づけと比較考察する。この調査は予備研究の段階であり、今後の比較研究の方向性とより確かな研究方法を探るものである。筆者は京都大学教育研究振興財団の招聘により2010年に京都大学大学院教育学研究科で日本の研究者のグループと共同研究する機会を得たが、傍ら日本の図書館情報学教育の実情について情報交換する好機を得た。インタビューを行ったのは図書館情報学教員5人で、いずれも「知的自由」の要素を担当授業に組み込んでいる。

安里：図書館情報学教育での「知的自由」の取り扱いについての考察

日本の図書館情報学教育全般に関する調査研究は2000年以降のものでは、上記のLIPER、LIPER2以外に日本図書館協会図書館学教育部会（2000）、立川（2001）、柴田（2002）、国立国会図書館関西館事業部図書館協力課（2005）、日本システム開発研究所（2007）などの報告があるが、主に質問紙調査を用い、回答は統計的処理により全体像のなかでの大まかな特徴を把握するに留まっている⁷。また、これらの先行研究では「倫理教育」の側面はあっても調査の一部分でしかない。そういった意味で今回の個別の面接によるインタビューの場合、回答者は少数で前段階的研究ではあるが、「知的自由」の導入展開の仕方や、教員の「知的自由」教育に関する視点などが詳細に調査できた。

2. 日米の図書館情報学教育での「知的自由」の位置づけ

UH-LISのカリキュラムの再検討は、手始めとして各々の現行科目の習得目標とする知識技能を「ALAのコアコンピタンス」の8つの項目を使って識別した。その作業の後、2011年にALA「図書館情報学教育プログラムの認定委員会（Committee on Accreditation）」が、各プログラムはカリキュラムの達成目標を「学生の学習成果（Student Learning Outcomes: SLO）」におき、評価のプロセスを「教員が何を教えたか」から「学生が何を学んだか」に移行させなければならないとの方針を発表した。さらにプログラムはこの学習成果を根拠に計画的で継続的なカリキュラムの改善を広範囲に行っていくことを示さなければならないとした⁸。この方向づけはALAのみならず、アメリカの公私立は問わず小、中、高校は勿論、高等教育機関にまで及ぶ全国的な認定基準に成りつつある。

そこで本学科（UH-LIS）では、先の8つのコアコンピタンスの適用の他に、まず具体的な5つのSLOを設定することを決定し、その作業にあたってそれぞれのコアコンピタンスを学習成果で表わされる文章に置き換え、それらを5つに集約した。そしてそれぞれの教員が担当科目はどのSLOを包含するか判断した。その判断の際の基準は、特定のSLOが単に講義や文献講読などでおさえられているというのではなく、レポートなど具体的な学習成果として評価の対象になる物が特定のSLOの対象となるかで決定した。その内の一つであるSLO-1は「図書館や情報専門職の歴史、倫理、規範を理解し応用実践する」というものである。これは基本的には図書館の歴史と情報倫理の要素である。以下はその5つのSLOと表1は必修・選択科目別のSLOの分布である。

SLO-1: 図書館情報専門職の歴史と倫理規範の理解

SLO-2: コミュニケーションによる情報サービスの評価と運営

SLO-3: 資料収集、組織、配布や保存の多様な資料様式での対応

SLO-4: 最新テクノロジーの評価と利用

SLO-5: 多文化に対応する多様な視点による情報サービスの従事

表 1：必修・選択科目の SLO の分布

	SLO-1	SLO-2	SLO-3	SLO-4	SLO-5
必修科目（計 6 科目）	4(67%)	6(100%)	3(50%)	5(83%)	5(83%)
選択科目（計 36 科目）	24(67%)	29(81%)	26(72%)	25(69%)	23(64%)
全科目（合計 42 科目）	28(67%)	35(83%)	29(69%)	30(71%)	28(67%)

表 1 が示すように現在 42 ある科目の内 28（約 67%）がこの SLO-1 を学生の学習成果の目標として入れている。つまりこれら 28 科目では授業で図書館の歴史や情報倫理について扱い、学生の成績評価の一部はこれらの知識に関する習得度を持ってされているということである。

必修 6 科目だけに焦点をあててみると SLO-1 の要素は 4 科目 67% の割合で採用されている。その 4 つの必修科目は「図書館概論」、「情報検索演習」、「図書館経営論」と「図書館資料論」で、含有しない 2 科目は「資料組織概説」と「学校図書館経営（学校図書館司書教諭課程のみ）」である。また他の SLO との位置づけからみると SLO-2（情報サービスの評価と運営）が最もよく採用されているのが顕著な他は、ほぼ全ての SLO が均等に配分されていることが分かる。ちなみにこれら 4 つの必修科目の SLO の判断は、それぞれ違う教員が担当している。すなわち 1 人 2 人の教員がこれら全ての科目を担当し、たまたま「知的自由」を研究領域にしており、教員自身の興味によってこれらの科目すべてに「知的自由」の要素を入れたということはない。

これに関する比較資料として考察の対象になるものは、日本では 2005 年の LIPER の調査結果がある⁹。LIPER は多面的な調査であるが、その中の「司書資格科目担当教員に対する意識調査」では、図書館員に必要な知識技能 51 種類を挙げた上で、教員に対してアンケートをおこない、「特に重視し授業で扱っている知識技術」を科目ごとに調べている。この部分のアンケートの分析は回答の煩雑さを避けるためとして、科目を 1 つだけ担当している教員に焦点を絞っているため、12 科目だけの分析に留まっている。それによれば 12 科目の内 7 科目で何らかの「知的自由」の要素が扱われ、「情報サービス概論」、「図書及び図書館史」、「児童サービス」などで、最も多くの「知的自由」の範疇にはいる知識が導入されている。それらは「個人情報保護」、「知的自由・検閲」、「情報公開」、「著作権」などである¹⁰。その中で「著作権」は最も多くの科目で扱われていた。UH-LIS のデータでこの点を比較すると、上記 3 つの科目に匹敵する科目でも同じように「知的自由」が導入されている。一方、LIPER が分析した 12 科目の内、「図書館経営論」、「レファレンス演習」、「専門資料論」では「知的自由」の要素はみられなかったが、UH-LIS では導入されている。

しかし上記のサンプル科目の比較だけで分析結果を出すことはあまり意味がない。それはまず双方で一致しない科目や、欠落している科目などがあることの他に、元来 2 つの調査の目的が異なるので、結果の突き合わせ分析はできない。そうした数値による比較調査の限界から、個々の対面インタビューを行うことによって、どのような相違点が浮かび上がってくるのか、また適切な質問事項、研究方法の模索ということも念頭において行った。

3. 調査の手順

調査は2010年8月に図書館情報学教育に関わる教員5人に、質問票でプロフィール調査並びに「知的自由」を扱っている担当科目に関しての基本的な内容を質問した。質問票はシューマン (Bruce A. Shuman) が1976年に「知的自由」の教育実施状況に関してのアンケートを行ったが、その質問事項を一部利用したことと、将来のアメリカでの調査も考慮し英語で作成した。ただし日本の図書館情報学科目の設定には司書資格コースがあるなどアメリカとは状況が異なるので、その部分は日本語で質問し、そして回答も日本語で記入してもらった。その後インタビューを2人と3人のグループに分けて行い、さらに追加質問を電子メールで送り紙面で回答してもらった。

4. 質問票の結果と分析

以下は質問票の内容の一部を全体像をみるために表にしてまとめたものであるが、それに対する解釈は主にインタビューをもとに付け加えた。回答者の5人（男性3人、女性2人）はアンケートをした時点で図書館情報学教育に携わって3年から30年の教員経験を持ち、4人が専任教員であり司書課程、学部生もしくは大学院生を担当している。後の1人は司書教諭資格の学生を担当する非常勤講師である。回答者はいずれも図書館情報学に関する共同研究グループのメンバーであり、研究グループでは「知的自由」をテーマにするプロジェクトもあり、これに関して知識も関心も非常に高いグループである。

表2：回答者プロフィール

	専任／ 非常勤	「知的自由」を扱っている 担当科目	この科目を受講する主な学生
1	専任	図書館資料論	司書課程
2	非常勤	学習指導と学校図書館	司書教諭資格、教員免許
3	専任	図書館情報学概論 図書館情報学特講 図書館情報システム特論	学部生、大学院生
4	専任	コレクションとアクセス	学部生
5	専任	図書館資料論 図書館情報学特論	学部生、大学院生

表3：「知的自由」を教える方法論

方法論	回答数（複数回答）
歴史的観点	4
社会的観点（民族、人種、階級）	3
法律的観点	4
メディア／ジャーナリズムからの観点	1
文学的観点	0
図書館サービスからの観点	4
政治的観点	3
国際的比較からの観点	5

表3は「知的自由」を教える際の方法論で、どの様な観点から導入しているかという質問に対する複数回答の結果である。「国際的比較からの観点」は全ての回答者が用いていると答え、インタビューの中でたびたび出てきた例は日米の比較であった。日本では「知的自由」に関して事件や意識にのぼる社会状況が少ないので、アメリカの事情をまず導入として紹介するという説明があった。これに続くのが「歴史的観点」、「法律的観点」、「図書館サービスからの観点」で、4人がこれを挙げている。「歴史」に関しては、例えば日本の例では1954年の「図書館の自由に関する宣言」の成立、アメリカの例では1939年「図書館の権利宣言」の成立とその後の一連の改訂に関わった事件が扱われている。「法律」と「図書館サービス」でも、プライバシーやインターネットに関する法律や、図書の廃棄事件など、日米双方の事柄があつかわれている。

次の表4は「授業で取り扱われる『知的自由』の事柄」についての質問の回答で、一連の選択肢から該当する事項すべてに印をつけてもらった。この部分の質問はシューマンのアンケートを多少修正したものを使った。なおシューマンはALA 知的自由部の監修下、アメリカとカナダのALA 認定校に所属する全教員756人に質問票を送付し、約300人の回答を回収し分析した。

表4が示すように、5人の回答者はほとんどすべての「知的自由」に関するトピックを取り扱っている。その中で扱われていない事項は「利用者からの苦情の処理」と「検閲とメディア」だった。「利用者からの苦情の処理」が扱われないのは、インタビューにもあったように日本の図書館では利用者からの図書館資料に関しての苦情が少ないということがある。

表4：取り扱われる「知的自由」の事柄¹¹

「知的自由」の事項	回答数（複数回答）
検閲の歴史	3
公共図書館と検閲問題	4
検閲と法律的抑圧（抑圧団体など）	4
検閲と法律外での抑圧（抑圧団体など）	4
図書館員による自己検閲	3
日本図書館協会／ALAの立場や宣言	4
利用者からの苦情の処理	0
図書選択の方針（選択と排除）	3
性、人種差別などを扱った図書について	4
図書館記録とプライバシー	4
検閲とメディア	0
インターネットフィルタリング*	4
プライバシー、インターネットと「知的自由」*	4
その他	0

注：*は今回の調査で加えられた項目である。

前述のシューマンのアンケートは既に35年以上も前のデータなので、今回の回答と比較する価値はかなり低い。参考までに列記すると「ALAの立場や宣言（60.2%）」、「図書館員に

安里：図書館情報学教育での「知的自由」の取り扱いについての考察

よる自己検閲（54.8%）、「図書選択の方針（選択と排除）（54.2%）」が上位3つを占めた。そして続いて「利用者からの苦情の処理（50.0%）」が4番目に上がっていて、これについては現場での必要性が授業に反映していることが伺える。UH-LISの例でいえば、「利用者からの苦情の処理」はALAの「ツールキット (Toolkit)」や「バンドブックウィーク (Banned Books Week)」を扱って擁護運動を強調したりしている¹²。またALAの『図書館の原則』でもその詳しい処理法が紹介されている¹³。

また今回の回答者の中にはでてこなかった「検閲とメディア」は、シューマンのアンケートでも下位に位置するものの、シューマンの調査では36.1%が取り扱っていると答えている¹⁴。これは社会の中で問題となる「知的自由」の側面で、図書館員が専門職としての意識の範疇をどこまで広域に持つかという、伝統的な「中立派」と「社会責任派」との見識の違いも反映する事柄である。UH-LISの例でいえば、メディアの情報源が近年独占化の状況になりつつあることから「図書館概論」では「インターネットのニュートラルリティ」が扱われたり「図書館資料論」では「ウィキリークス」の問題などが取り上げられたりしている。

表5：「知的自由」を教えるアプローチ

アプローチ	回答数
理論的	4
実践的	1
両方	0

表5の質問は「知的自由」を授業で教える際のアプローチを聞いたもので、「理論的」が4人で「実践的」が1人、両方を併用しているという回答は無かった。ここで「実践的」と答えた教員は、日米の実際に起こった事件や問題となっている事柄を授業で扱うというアプローチを取っており、それを「実践的」としている。「理論的」と回答した教員は、おそらく授業は擁護運動や実際に図書館で検閲問題が起こった時に対処する方法などを教えるというアプローチではないということから、「理論的」と回答したのであろう。ここでは「理論」と「実践」の解釈が回答者の間で異なっただと思われる。ちなみに、シューマンのアンケートでは反対の結果が出ていて、「実践的」が22.8%、「理論的」が14.8%で、最も多かったのは62.4%の教員が「理論と実践の両方」のアプローチを使うと回答した。

表6：「知的自由」を教える方法

方法	回答数
講義	5
講読物についてディスカッション	0
ビデオ／フィルムについてディスカッション	0
ロールプレー	0
ケーススタディー	0
その他	0

この質問もシューマンのアンケートにあったもので、教員がどのような方法、テクニックを使って教えているかを調べるために上記の選択肢セットが提示され、回答者は該当するもの全てにチェックマークをいれるという質問形式である。ここでは5人すべてが「講義」だけを選んでいて、シューマンの調査では「講読物についてディスカッション (67.4%)」、「講義 (66.9%)」、「ケーススタディ (47.0%)」、「フィルム (21.1%)」、「ロールプレー (19.3%)」の順であった。UH-LIS の例を筆者の知る範囲で比べると、これらの選択肢の割合は分からないが、購読物、ビデオ、メディアや実際のケースをもとにディスカッションをするというのが、講義とともに多く使われている。その他、図書館で利用者が資料について不満を申し入れてきた場合の対処方法を、ロールプレーを使って教えている授業もある。というのはこのシナリオは UH-LIS の卒業時口頭試験の問題の一つになっていることと（選択質問の一つ）、ハワイ州公立図書館システム (Hawaii State Public Library System) の青少年向けの図書館資料を担当する図書館員のグループが、マニュアル的なものを作って内部の基準としているということがある。

5. インタビューの結果と分析

まず質問票を参考にしながら、2人と3人のグループに分けて約1時間ずつインタビューを行った。インタビューに向けて一定の質問を用意したが、質問の枠組みにこだわらずに対話形式で自由に話してもらうことで、回答者が「知的自由」の概念をどのように授業に反映させようとしているかなどを引き出そうとした。以下でその質問と回答の一部を箇条書きにした。

質問：どんな授業で「知的自由」を扱っているか。

- ・「図書館情報学概論」と「図書館情報システム特論」で「知的自由」を扱い、「図書館情報学特講」では丸々12週間、図書館の表現や裁判などの判例を使って教えている。
- ・「コレクションとアクセス」の中で教えるが、これは従来の司書課程で教える「図書館資料論」にあたる。2コマ続きが10回あって、そのうちの2コマ150分かける。
- ・「図書館資料論」の中で教える。コレクション、出版技術、図書館の自由、資料自体の話などが主なもので、全14回の授業のうち、「図書館の権利宣言」が2回、「自由宣言」が1回。
- ・「学習資料論と学校図書館」で「知的自由」を扱っている。「知的自由」は「読書と豊かな人間性」とか「学校図書館とメディア」とか経営論で話をする人が多く、この「学習資料論と学校図書館」では少し話しづらいが、自分が興味があるので話している。コンピュータの話とか、戦争であれば両方の見方を反映する資料を提供するとか、子どもの意見を尊重するといった話をする。
- ・「図書館資料論」で「知的自由」を取り上げ、学部生・大学院生が受講できる。ただし、図書館情報学を専攻とする学生を対象にしているわけではない。年度によっては大学院向けの「図書館情報学特論Ⅱ」でも「知的自由」を扱っている。

安里：図書館情報学教育での「知的自由」の取り扱いについての考察

この質問では、司書教諭資格の学生を教えている教員以外の4人は「概論」と「資料論」に匹敵するクラスで「知的自由」を教えていて、これらは「知的自由」が導入される典型的な授業である。また「特講／特論」で「知的自由」に集中した授業を担当している教員もいた。

質問：どんなアプローチで「知的自由」を扱っているか。

- ・「知的自由」が憲法の中でどのような位置づけをされているかを理解させるために、アメリカの事例から入る。船橋事件は憲法違反であるという判決がでたが、日本では参照する事例が少ない。
- ・アメリカでの問題から入る。例えば性的志向の問題などは日本の社会でもあるが、意識的に考えないので、アメリカほどには問題にならない。
- ・自分に興味があるのでアメリカの事情を中心に「図書館の権利宣言」の話を多くする。どのように発展したとか、アメリカではどんなことが問題になっているのか話す。
- ・「知的自由」に関わる洋書の講読を行っている。

このようにアメリカの事情や事例を使うという回答が多くあり、その理由はアメリカでは日本に比べて事例や判例が多いことが主な理由である。しかし日本の状況も取り上げられている。

- ・「図書館の自由に関する宣言」についてその成立の歴史的背景を教える。

「自由に関する宣言」を扱うという回答は多かったが、その導入の仕方は成立や改訂時の歴史的背景を教えるというアプローチや、日本での図書館の図書廃棄、隠匿事件や「自由に関する宣言」と関わりのある事件を紹介するという回答もあった。また、日本の「宣言」とアメリカの「権利宣言」の成立の経緯が違うので、無理に関連づけないという説明が2人からあった。

これらの「知的自由」の事項を導入する教材については、川崎（2002；1996）¹⁵や塩見・川崎（2006）¹⁶らの日本の研究者によるアメリカの事情を紹介した本や、英語の「知的自由」を扱った本の翻訳書を講読させたりするが¹⁷、自分の資料を作成していると答えた回答者が多かった。また1人の教員は担当の授業には教科書があるが、「知的自由」については触れられていないし、この授業は元来「知的自由」の扱いにくい性質のもので、扱い方については授業の中で話をしているということであった。

質問：学生は「知的自由」をどのように捉えていると思うか。

- ・学生は「知的自由」をあまり身近には感じていないと思う。「図書館概論」などで導入されているはずであるが、知識として残っていないかもしれない。教育の中で差別とかを批判的に考える機会が総体的にみてアメリカほどないし、移民が自分たちのそばにいないので、それほど意識が高くない人が多い。そういう意味では逆にインパクトがあるのではないか。

- ・身近ではない。学生は仕事で図書館に関わっているのは少ないし、経験をもっているのは少数だと思われる。

この質問に関してはどの回答者も学生は「知的自由」については身近に感じてはいないのではないかと考えている。授業を受ける前は日常的に「知的自由」の問題にぶつかったりすることがないこともあって、例えば「概論」などで導入されていても、初めて聞くという印象ではないかと回答している。このような学生に授業で「知的自由」の概念を教える時にどのような努力がなされているのか、次の質問で問うた。

質問：学生に身近なものと感じさせるためにどんなアプローチを取っているか。

- ・授業で毎週コメントカードを書かせて、そこで授業の内容の質問、感想や自分の経験を書かせている。そして、質問に答えたり感想を選択して約8ページの回答集にして毎週配る。
- ・どうしても教材はアメリカのものになってしまうので、実際に起こった事件、例えば東山市立図書館の例とか、未成年者の犯罪で実名で報道されてしまった事件をどう思うかと質問したりする。
- ・宮崎の映画やドラマで出てきた図書館のサービスの描かれた場面を使って、何が問題なのか話す。
- ・検閲という言葉は日本だと「出版禁止とか発禁」とか国家的なものとして理解されるので、利用者からクレームがつけられるとか、図書館の自己検閲の話を理解させるのは大変である。ゆっくりと噛み砕いて時間をかける、どうして図書館が自己検閲などしたのかと説明する。

回答者は、学生にとって「知的自由」という概念がいかに日常生活からかけ離れていて、そういう社会環境でこの概念を理解した上に、さらに身近に感じるのが困難かをよく把握している。そして単なる説明に終わらず、学生の関わりやすいアプローチを足がかりに導入していることが分かる。次の質問は図書館情報学に関わる同僚の教員が、「知的自由」の概念をどう捉えているかを聞いた。

質問：他の教員は「知的自由」をどのように捉えていると思うか。

- ・現場での経験から、教師でさえも生徒の「知的自由」という感覚が浸透しておらず、認めない風潮もある。何を読んでいのかとか平気で聞いたりする。
- ・ベテランの司書教諭の先生から論争的な問題のある資料は集めない、リクエストがあっても答えないと言われて驚いた経験がある。このことから、司書資格の中では「知的自由」は教えられていても、司書教諭では教えられていないのではないかと思った。
- ・理解している人もいるが、そうでない人もいる。図書館は社会教育機関であって、縦社会に逆らうものや戦争に関する本を置いてはいけないと思っている教員がいる。

安里：図書館情報学教育での「知的自由」の取り扱いについての考察

- ・他の先生はそれぞれ専門を持っていて、図書館の経営なら経営に集中しているし、「知的自由」が全領域の根底にあるとは思わないようである。聞いてみないと分からないが、それほど意識は高くないと思う。

この質問には回答者が他の教員の「知的自由」に対する認識を聞いたり経験したりした上での回答もあるが、印象での答えもあるので、より多く調査が必要である。しかし、上記の UH-LIS の SLO-1（歴史倫理規範の理解）を学習目標にしている科目が 42 科目の内 28 科目（67%）あるという結果と比べると、日本では「知的自由」の側面が「概論」や「資料論」で主に扱われているだけで、それ以外の授業を担当している教員によって教えられている可能性は低いかもしれない。この点を次に質問してみた。

質問：図書館教育のなかで「知的自由」をどのように位置づけているか。例えば「概論」や「資料論」以外の授業でも教えられているか。

- ・「図書館情報法制度論」という授業の中で知的自由にかかわる内容が教えられている。
- ・「図書館史」などで入れることは可能だが、「概論」と「資料論」で教えられているし、受講者が重なっている可能性もあるので、他に教えることがたくさんあることもあり、特に入れない。
- ・「概論」を担当しているが、「教科書を見ればわかるから、僕は専門のところをお話します」といって「知的自由」について話す。
- ・司書の資格に関する科目自体がある意味で役割分担をしていて、全ての授業が終わったときに図書館の業務全貌がわかっているカリキュラムでなければならないので、そういう意味では「知的自由」はベースになる内容だと思う。
- ・すべての学生が司書になりたいと思って取っているわけではないが、「知的自由」や図書館の自由について一般の人にも分かってほしいと思う事については教えたい。専門職だから分かっていなければいけないというのではなく、社会に対しても理解を求めることが重要だと思うので、司書の倫理というだけでなく、日本の憲法の理念があってそこから説き起こして行った場合、図書館の理念がある。図書館員の理念というよりはむしろ、図書館としての理念という立場で話しているつもりだ。
- ・特講でしているが、講義をとるのは 10 人とかそれ以下で、司書資格を取る学生がすべて取るわけではないので、特講を取らなくても「知的自由」は聞いた事がある状態にして大学をでるようにしたいと思っている。
- ・図書館情報学の専攻なので、専門職の理念みたいなものを教えるべきなのかもしれないけれど、「図書館の権利宣言」をすごく強調している。日本とは社会体制が違うけれども、そこに何かが詰め込まれている。法的拘束力は全くなくて、いつ捨てられてもいいのに改訂され続けている。普遍的な情報機関としての重要性とか、熱くなって教えている。
- ・熱をもってということはないが、図書館を支える柱として理解してほしい。14 回終わった

時に図書館の自由というのは全く知らなかったけど、分かりましたというコメントとがあったりして、よかったかなと思う。

カリキュラム全体では「知的自由」はある限られた科目のみで扱われているという回答が2人からあり、それは科目が分担化されていることが理由として挙げられた。これは「知的自由」や「情報倫理」のカリキュラムの中での位置づけを、ある程度判断する材料になる。

再度 UH-LIS の結果と比較すると、SLO-1 が比較的多くの科目で採用されていることは、「知的自由」や「倫理」要素が図書館情報学で教えられる知識や技能の中で特に重要視されていることを示している。一方、日本の状況は「倫理」や「知的自由」はその他の要素と同列に置かれ、分担の科目のみで教えられている可能性が高いことが伺える。しかし、今回の調査の回答者は、司書の理念に留まらずより大きな社会との関わりの中で「知的自由」を教えるべきであるとの観点や、「知的自由」の概念を持って学生に情報機関としての図書館の社会的役割を伝えたいとか、図書館を支える柱礎の概念として扱いたいなど、まさに図書館や図書館員の理念に匹敵する概念を「知的自由」にみていることが分かった。

6. まとめ

本稿では図書館情報学教育の比較研究の方向性と方法論を探る予備調査としてインタビュー形式で5人の教員に「知的自由」の授業での扱い方について聞いた。今回の回答者はアメリカの図書館情報学の状況に明るく「知的自由」の概念にも精通し研究もしていることから、調査の対象としては「一般的」な例とはいえないし、授業の中での扱われ方もアメリカの状況にむしろ類似しているといえるが、幾つかの比較対象になる要素も観察できた。

まず「知的自由」という概念を身近に感じさせる努力がされていることである。それは回答者の1人が指摘していたように、日常的に社会問題となるような土壌が日本にはなく意識に上ってこないという状況であるのと、もう1つの困難な点は図書館情報学の授業を取る学生すべてが図書館員を将来の職業と目しているわけではないことがある。そういう意味では、回答者の教員の中に図書館の社会的役割を理解させるために、「知的自由や図書館の自由について一般の人にも分かってほしいと思う事については教えたい」という姿勢は日本の図書館情報学の教育状況をよく反映しているし、アメリカである程度の実践的なアプローチをとる導入の仕方とは対照をなす一側面である。

アメリカでは特に公共図書館員を目指す者にとっては「対処法」的な実践の知識は必要ということもあるが、よく議論となる図書館員の社会的地位の低さや、待遇面でのハンディキャップを補い職業意識やプライドを培うためにも、図書館の崇高な理想や民主主義社会を支える基盤となる図書館の意義を倫理規範を通して鼓吹することは、より質の高い図書館員を公共図書館に配置する努力ともつながる。

比較対象の2点目は米国の図書館情報学教育のカリキュラムの中での「知的自由」の位置づけの違いである。この調査で2人の教員が日本の状況について、それぞれの科目分担によって図書館情報学の基盤を形成する知識や技能が重複なく効率よく指導されているために、倫理規

範を本来の目標とする科目でなければ扱わないとの説明があった。極端な概略化を恐れずに言えば「情報検索演習」であれば検索技術の習得、「図書館経営論」であれば図書館の運営についての知識の習得、「資料組織概説」であれば目録組織の知識と技能の習得などのように、科目の到達目標はある特定またはセットの知識技能を導入習得させることにおかれている。そして「倫理」もその知識技能の1つとして主に「概論」や「資料論」で導入されている。つまり専門職の倫理規範はカリキュラムのなかで特別な位置づけで横断的に織り込まれているのではなく、他の知識技能と同列の位置づけがされているといえる。これは UH-LIS でも同様の傾向ではあるが、SLO-1 の要素は全 42 科目中 28 の科目 (67%) で導入されている。勿論この背景には ALA の指針に合致させるということがある。こうした意味で専門職団体のリーダーシップと認定制度は大きな役割を果たしているといえる。

最後に質問票の内容を含めた調査方法について分析する。今回の質問票はシューマンが行った調査が 30 年以上前のものであるにしても、同じような目的の研究で使われたものであることから、多くの質問をここから採用した。今回の回答者は英語に問題がなかったものでほとんどの質問をそのまま使ったが、これは日本語にする必要がある。手順は今回は質問票をその場で記入してもらったが、インタビュー以前に配布して、できるだけ書き込んでもらい、インタビューでは不明な点や、深く掘り下げて質問したい部分の焦点を決めて行う方法がよいであろう。また回答者から質問事項について質問があれば、そこで説明した後に記入してもらう。全ての質問が的を得ていたとはいえないし、多くの回答者を対象にデータ収集をする場合は、もっと質問を形式化して回答をまとめ易くする必要がある。プロフィールでは図書館情報学の科目はその所属する位置が複雑なので、LIPER なので使われたカテゴリーを参考にしたほうがよい。グループでのインタビュー形式は今回は共同研究者同士だったので、よい雰囲気づくりになったが、質問の性質上個々で行った方がよいかもしれない。

今回の調査は将来の日米図書館情報学教育の比較調査を念頭に置いた前段階の実験的なものであり、調査対象は少人数でサンプルに偏りがありながらも、十分に今後の調査の指針を示すものとなり、日米の図書館情報学教育の情報交換と対話の起点となった。

注

¹ この 8 つのコアコンピタンスは以下の 8 つの技能の下にそれぞれ数個から 10 位の項目が説明的に付属している。 1) 専門職の基盤 2) 情報資源 3) 知識と情報の組織 4) 技術の知識と技能 5) レファレンスと利用者サービス 6) 研究 7) 継続教育と生涯学習 8) 経営と運営。ALA Core Competences, <http://www.ala.org/educationcareers/careers/corecomp/corecompetences> (最終アクセス日：2011/12/12)。

² LIPER 報告書, <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jslis/liper/report06/report.htm> (最終アクセス日：2011/1/15); LIPER2 報告書, http://panflute.p.u-tokyo.ac.jp/liper3/?page_id=17 (最終アクセス日：2011/1/15)。

³ Akira Nemoto, "Galápagos or an Isolated Model of LIS Educational Development?: A Consideration on Japanese LIS Education in the International Setting," *Asia-Pacific Conference on Library & Information Education and Practice 2009*, <http://www.slis.tsukuba.ac.jp/~atsushi/a-liep/proceedings/index.html> (最終アクセス日：2011/12/11)。

- 4 高鵜裕樹「アメリカ図書館協会認定校における現職図書館員研修について」『大学図書館問題研究会誌』28, 2005, p. 69-99; 中島幸子「図書館情報学教育における情報専門職養成をめざしたカリキュラム改革：日米の取り組みについての一考察」『帝塚山大学人文科学部紀要』21, 2007, p. 15-30; 中島幸子・大城善盛・漢那憲治他「ALA の図書館情報学教育認定基準 2008 年版に関する考察：1992 年版の改定と課題を中心に」『同志社大学図書館学年報』36, 2010, p. 21-50.
- 5 ALISE Information Ethics Special Interest Group, http://www.alise.org/index.php?option=com_content&view=article&id=51 (最終アクセス日：2012/1/05).
- 6 Importance of Education to Intellectual Freedom: An Interpretation of the Library Bill of Rights, <http://www.ala.org/advocacy/intfreedom/librarybill/interpretations/importanceofeducation> (最終アクセス日：2012/1/05). 「知的自由の教育の重要性」アメリカ図書館協会知的自由部編纂『図書館の原則 改訂 3 版：図書館における知的自由マニュアル (第 8 版)』(川崎良孝・川崎佳代子・久野和子訳日本図書館協会, 2010) p. 169-170.
- 7 日本図書館協会図書館学教育部『日本の図書館情報学教育 2000』(日本図書館協会, 2000); 立川由美「公共図書館員から見た図書館学教育：大分県内公共図書館員に対するアンケート調査」『現代の図書館』39, 2001, p. 89-97; 柴田正美「現職者研修と養成サイドの取り組み」『図書館界』54, 2002, vol. 54, p. 84-92; 国立国会図書館関西館事業部図書館協力課『図書館職員を対象とする研修の国内状況調査』(国立国会図書館関西館事業部図書館協力課, 2005); 日本システム開発研究所文部科学省『現職者の司書資格取得に関する実態調査：司書・図書館職員研修の実践事例集』(日本システム開発研究所, 2007).
- 8 Resources for LIS Program Administrators, “Addressing the ALA Standards,” <http://www.ala.org/accreditedprograms/resourcesforprogramadministrators> (最終アクセス日：2012/1/05).
- 9 LIPER 報告書「司書資格科目担当教員に対する意識調査」*op.cit.*
- 10 LIPER 調査の目的は知的自由の要素の扱いだけを見るものではないので、これらの要素は筆者が提示されているデータをもとに判断している。
- 11 表 4-6 の質問事項は Bruce A. Shuman, “Intellectual Freedom Courses in Graduate Library Schools,” *Journal of Education for Librarianship*, vol. 18 no. 2, 1977, p. 99-109 で使われている質問に多少修正を加えたものである。
- 12 Libraries and Internet Toolkit, <http://www.ala.org/template.cfm?section=litoolkit> (最終アクセス日：2012/1/25). Banned Books Week, <http://www.ala.org/advocacy/banned/bannedbooksweek> (最終アクセス日：2012/1/25).
- 13 American Library Association, Office for Intellectual Freedom, *Intellectual Freedom Manual*, Chicago: American Library Association, 2010; 日本訳は『図書館の原則 改訂 3 版：図書館における知的自由マニュアル (第 8 版)』*op.cit.*
- 14 Bruce A. Shuman, p. 104, *op.cit.*
- 15 川崎良孝『図書館裁判を考える：アメリカ公立図書館の基本的性格』(京都大学図書館情報学研究学会発行, 日本図書館協会発売, 2002); 川崎良孝『図書館の自由とは何か：アメリカの事例と実践』(教育史料出版会, 1996).
- 16 塩見昇・川崎良孝編著『知る自由の保障と図書館』(京都大学図書館情報学研究学会発行, 日本図書館協会発売, 2006).

-
- ¹⁷ パット・R.スケールズ『学校図書館で知的自由を擁護する：現場からのシナリオ』（川崎良孝・久野和子・福井佑介・谷口智恵訳，京都図書館情報学研究会，日本図書館協会発売，2010）；バーバラ・M.ジョーンズ『図書館・アクセス・知的自由：公立図書館と大学図書館の方針作成』（川崎良孝・村上加代子訳，京都大学図書館情報学研究会，日本図書館協会発売，2000）。